

中労委、平4不再15、平9.12.17

命 令 書

再審査申立人 東豊観光株式会社

再審査被申立人 自交総連東豊観光労働組合

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要

1 初審申立ての概要

自交総連東豊観光労働組合（以下「組合」という。）は、東豊観光株式会社（以下「会社」という。）が、①組合員X1を慣行に反して満55歳で定年退職扱いとしたこと、②会社役員らをとおして、組合員に対する脱退工作や、新規採用者及び非組合員に対する組合への加入妨害を行ったこと、③組合員X2を平成2年3月29日付けで観光バス見習業務から専属運送業務へ配置転換したこと、④同月17日から同年11月5日にかけて、組合員の担当車両を変更し、観光業務に従事させず、その収入を減少させたこと、⑤組合員の担当車両を元に戻した同年11月6日以降も、組合員を観光業務の行先及び回数について不利に扱ったこと、⑥組合員X3については同年12月末以降、X4については同月1日以降担当車両を与えなかったこと、⑦同年5月以降団体交渉を拒否し、又は誠実に応じなかったこと、⑧街頭宣伝活動を行った組合員に対して、同年9月から10月にかけて、自宅待機処分等とし、さらに賃金カットを行ったこと、⑨年次有給休暇を利用して街頭宣伝活動を行った組合員X5及びX6に対して、それぞれ同年8月13日及び27日の年次有給休暇を取り消し、賃金カットを行ったこと、⑩同年8月以降、会社営業所に掲載していた組合旗の撤去を繰り返したこと、⑪組合事務所において使用していたエアコンを使用不能にするとともに、コピー機及びソファを持ち出したこと、⑫親睦団体の「豊和会」をとおして、組合員を不利益に取り扱ったこと、⑬組合員の平成2年夏季一時金を前年に比べて大幅に減額したこと、⑭平成3年度定期昇給において、組合員を不利益に取り扱ったことが、それぞれ不当労働行為であるとして、平成2年5月28日、同3年1月25日、同年4月24日及び同年6月21日、大阪府地方労働委員会（以下「大阪地労委」という。）に対し、救済申立てを行った。

2 初審命令の概要

大阪地労委は、平成4年3月31日付けで、会社に対し、(イ)X2に対する配転命令をなかったものとして取り扱い、観光バス業務に従事させること

(上記申立て③)、(㊦)担当車両の変更がなければ得たであろう寸志、紹介料相当額を支払うこと(同④)、(ハ)観光業務を主体とする業務に従事させ、その行先及び回数を組合員以外の乗務員と同等に取り扱うこと(同⑤)、(ニ)X 3 及びX 4 に対して、担当車両を割り当てること(同⑥)、(ホ)誠実に団体交渉に応じること(同⑦)、(ヘ)自宅待機処分等をなかったものとして取り扱い、賃金カット分を支払うこと(同⑧)、(ト)X 5 及びX 6 に対する年次有給休暇の取消処分をなかったものとして取り扱うこと(同⑨)、(チ)豊和会への入会につき組合員が差別されないよう働きかけるとともに、組合員が同会に入会できるようになるまでの間、同会会員と同等の福利厚生措置を講じること(同⑫)、(リ)平成2年夏季一時金について、元年夏季一時金との差額を支払うこと(同⑬)、(ヌ)平成3年度定期昇給差額について再査定し、既に支払った額との差額を支払うこと(同⑭)及び(ル)文書掲示(同①②⑩⑪)を命じた

3 再審査申立て

会社は、平成4年4月14日、救済申立ての棄却を求めて再審査の申立てを行った。

第2 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、本件初審命令理由の第1認定した事実(以下「初審命令理由第1」という。)のうち、その一部を次のとおり改めるほかは、当該認定した事実と同一であるので、これを引用する。この場合において、「本件審問終結時」を「本件初審審問終結時」と、「当委員会」を「大阪地労委」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 1 1の(1)中「東豊観光株式会社(以下「会社」という)を「会社」に改める。
- 2 1の(2)中「自交総連東豊観光労働組合(以下「組合」という)を「組合」に改める。
- 3 2の(9)中「組合員であり続けるならば2月10日の誕生日で辞めてもらう」を「組合を脱退しないかぎり、この2月10日で解雇する」に改める。
- 4 2の(10)中「このうち5名は」から末尾までを「このうち5名は定年延長の扱いを受け、満56歳の前日まで正社員として勤務した。また、会社は、残りの1名については、他の従業員に比して顧客からの苦情が多かったとして、満55歳で定年とし、それ以後本人の希望により、嘱託社員として再雇用した。」に改める。
- 5 2の(12)の末尾の次に、次の段落を加える。

この仮処分決定によると、X 8 についての顧客からの苦情は、昭和59年10月から平成元年10までの5年間で7件であり、その内容は、いずれにおいても乗客や旅行者、旅館に対する態度が不愛想であった等といったものであった。

- 6 3の(4)を削り、同(5)を(4)に改める。
- 7 3の(5)として次の文言を加える。

- (5) 平成2年4月3日及び5日、組合が団交を申し入れたが、会社は「社長の健康上の理由からお申し出には応じられません」、「労使関係については社長がすべてを決定しておりますので、社長の出席なしの交渉では実のある交渉が出来かねると思います」旨書面で回答した。
- 8 3の(6)中「「協力する組合と話が済んでいるので、闘う組合とは交渉できないのは当然である」と述べた。」を「協力する組合（多数の場合）との話し合いの前に、たたかう組合（少数の組合）との交渉が出来ないのは当然である」旨書面で回答した。」に改める。
- 9 5の(9)の次に、(10)として次の文言を加える。
- (10) 乗務員の行先の割り振りについては、Y1常務がこれを行っていたが、平成4年12月以降は、Y2部長がこれを担当している。
- また、会社は、乗務員を観光事業に従事させるに当たり、運行指令書により行先や行程等を指示していたが、旅行業者や顧客からの要望がある場合を除き、立ち寄る土産物店の具体的な指示までは行っていなかった。
- 10 9の(2)を次のとおり改める。
- (2) 豊和会の会長にはY2部長が、会計担当の役員には総務課長が就任し、Y3を含む他の5名の役員については、全員別組合員であった。
- また、同会の会員として、別組合員の全員が加入していた。一方組合員は一人も加入しておらず、組合員以外で同会会員になっていない者は、いずれの組合にも所属していない者が1名いるのみであった。
- 11 9の(3)の末尾の次に、次の段落を加える。
- また、同会の慶弔金規定は別紙のとおりとなっている。
- 12 9の(5)中「また、X7委員長も」から末尾までを次のとおり改める。
- また、X7委員長も、電話でY2部長に組合員全員の入会を申し込んだが、断られたことがあった。
- その後、平成4年秋頃にも、X7委員長は、豊和会に対し、組合員全員の入会を申し込んだが、同会から入会の可否についての回答はなかった。
- 13 9の(6)ないし(8)を次のとおり改める。
- (6) 豊和会は、平成2年8月9日から10日及び同月23日から24日の2班に分けて、新入社員の会員について、会社が経営する釣宿釣楽荘で、1泊2日の歓迎会を開催し、約35名の会員が参加した。同歓迎会において、豊和会は一人当たりの経費中4,000円を補助し、参加者の自己負担額は3,000円であった。
- (7) 平成2年10月、会社は、全従業員に対し、「豊和会々員は一部補助を検討中」との旨記載した香港旅行のお知らせを行い、同年12月、会社主催で同旅行を実施した。
- この旅行の経費は一人当たり12万円であったが、そのうちの半額の6万円は会社が負担した。さらに、豊和会会員については、残りの6万円のうち、豊和会から3万3,000円の補助がなされ、本人負担分は2万7,000

円であった。

- (8) 平成3年1月頃、Y2部長は同会会長を退き、後任には、整備課長代理から整備課長に昇進したY3が就任した。

その後、豊和会は、会の活動として、主として会員の冠婚葬祭時における慶弔金の支給等を行っている。

第3 当委員会の判断

1 X8の定年退職の取扱いについて

- (1) 会社は次のとおり主張する。

会社では乗務員を56歳まで正社員として雇用することが慣行となっているわけではなく、従前から顧客からの苦情や事故の多い勤務に問題のある者については、就業規則の定めにより満55歳で定年の扱いをしているものであり、X8についても勤務成績から同様の取扱いとしたものである。

- (2) しかしながら、この点についての当委員会の判断は、初審命令理由の第2判断（以下「初審命令理由第2」という。）の1の(2)のアの一部を次のとおり改めるほかは、同(2)のア及びイの判断と同一であるので、これを引用する。

イ (2)のア中「職場慣行」を「職場の既得権」に改める。

ロ (2)の末尾の次に、次の段落を加える。

また、前期初審命令理由第1の2の(10)及び(22)認定のとおり、会社がX8と同様の理由により満55歳で定年扱いとした者がいたこと、X8について顧客からの苦情があったことが認められる。

しかしながら、同(10)及び(12)認定のとおり、会社は上記の満55歳で定年扱いとした者については、本人の希望により、その後嘱託扱いとし、実質上雇用を継続しているにもかかわらず、X8については直ちに定年とし解雇している。しかも、会社は、同人について顧客からの苦情がX8と比べどの程度のものであったのかについての疎明をしていない。そこで、X8に関する顧客からの苦情の内容等をみると、同(22)認定のとおり、昭和59年10月から平成元年10月までの5年間で7件であり、その苦情の内容も同人に対して定年を延長しないという不利益を強いるほどの重大なものであったとまでは認められない。

2 脱退工作及び組合加入妨害について

- (1) この点についての会社の主張は、初審命令理由第2の2の(1)のイの主張と同一であるので、これを引用する。

- (2) しかしながら、この点についての当委員会の判断は、同(2)の一部を次のとおり改めるほかは、同(2)の判断と同一であるので、これを引用する。

イ (2)のア中「組合員であり続けるならば、55歳で定年退職させる」を「組合を脱退しないかぎり、この2月10日で解雇する」に改める。

ロ (2)のイ中「入社面接時に新規採用予定者に対して、別組合に加入することが」を「入社面接時に新規採用予定者に対して、「別組合

に加入することが」に改める。

3 本件配転命令について

- (1) この点についての会社の主張は、初審命令理由第2の3の(1)のイの末尾の次に、次の段落を加えるほかは、当該主張と同一であるので、これを引用する。

会社が観光バス見習業務から神戸埠頭公社の専属運送業務に従事させた例はほかにもあり、X2に対する配転命令が不利益取扱いとなるものではない。

- (2) しかしながら、この点についての当委員会の判断は、同(2)の一部を次のおとり改めるほかは、当該判断と同一であるので、これを引用する。

イ (2)のイの末尾の次に、次の段落を加える。

なお、会社は、観光バス見習業務から神戸埠頭公社の専属運送業務に従事させた例はほかにもあると主張するが、X2のほか観光バス見習業務から神戸埠頭公社の専属運送業務に従事させた者がいたことについての具体的な疎明もなく、仮にそのような者がいたからといって、会社のX2に対する配転命令が不利益取扱いであるとする上記判断を左右するものではない。

ロ (2)のウの④中「本件審問終結時」を「本件初審審問終結時」に改める。

4 3.17担当車両変更等について

- (1) 会社は次のとおり主張する。

イ 会社は、従業員の採用時において、寸志、紹介料を保証することを雇用条件としたことはなく、また、その金額や受領については会社に関与し得ない性質のものであり、組合員らが権利として要求できるものではないから、初審命令が会社に寸志、紹介料収入相当額の支払いを命令する法的根拠はない。

ロ 会社は、組合員の担当車両を元に戻した平成2年11月6日以降、従業員が観光業務に就くに際しての配車に当たっては、組合員と他の従業員間に特段の差異を設けてもいなければ、意図的に行っているということもない。

ハ 初審命令は、組合員について観光業務を主体とする業務に従事させ、観光業務の行先及び回数を組合員以外の従業員と同等にすることを命じているが、観光業務の職務内容は行先によって差異はなく、しかも、支払義務もない寸志、紹介料を受領できる地位を保証するような命令は、救済命令としての限界を逸脱している。

- (2) しかしながら、この点についての当委員会の判断は、初審命令理由第2の4の(2)及び(3)の一部を次のとおり改めるほかは、当該判断と同一であるので、これを引用する。

イ (2)のウ中「本件審問終結時」を「本件初審審問終結時」に改める。

ロ (3)の末尾の「よって」以下を次のとおり改める。

また、上記(2)のイ及びウ判断のとおり、会社は、組合員の配車に関し、その行先及び回数において組合員以外の乗務員と比べ、不利に配車しているのであるから、初審命令が、主文第3項において、組合員に対し、観光業務を主体とする業務に従事させ、その行先及び回数を組合員以外の乗務員と同等に取りあつかわなければならない旨命じたことは相当であり、会社の主張は採用できない。

5 X3及びX4に対する担当車両の付与について

- (1) この点についての会社の主張は、初審命令理由第2の5の(1)のイの末尾に次に、次の段落を加えるほかは、当該主張と同一であるので、これを引用する。

担当車両は、会社が乗務員の経験、技量等を判断して決めていたものであり、乗務員の年功順に担当車両のグレードが決まる等との慣行はない。また、会社は、顧客からの需要に対応して、運行車両を判断し、運転手を乗車させることができ、X3及びX4の運行車両が担当車両でなければならないものではない。

- (2) しかしながら、この点についての当委員会の判断は、同(2)の判断と同一であるので、これを引用する。

6 本件自宅待機処分等について

- (1) この点についての会社の主張は、初審命令理由第2の6の(1)のイの主張と同一であるので、これを引用する。
- (2) しかしながら、この点についての当委員会の判断は、同(2)のA中「しかしながら」以下を次のとおり改めるほかは、当該判断と同一であるので、これを引用する。

しかしながら、前記初審命令理由第1の7の(1)及び(6)認定のとおり、①街頭宣伝活動は、会社によるX8の解雇、3.17変更等の行為を組合に対する攻撃と捉え、これに対抗するために行ったものであること、②これらの街頭宣伝活動の中には、社長の自宅付近で行われたものもあり、穏当を欠くものとの感がないではないが、その態様が社会的相当性を逸脱したものといえる程度に達していることが窺える事情も見当たらないこと、また、③社長の自宅は、会社の登記簿上の住所地とされ、社長自らが中心となって組合に対する攻撃を行っていたこと等、本件労使関係の状況に照らせば、街頭宣伝活動が社長の自宅付近で行われたとの一事をもって、正当な組合活動の範囲を逸脱したものとはいえないと思料する。

したがって、組合の行った街頭宣伝活動を理由として、会社が組合員に対して行った本件自宅待機処分、文書提出命令及びこれらにかかる賃金カットは、組合員を不利益に取り扱い、もって組合に対して支配介入したものとみるのが相当であり、これを不当労働行為であるとした初審命令は相当である。

7 X5及びX6に対する年休の取消しについて

- (1) この点についての会社の主張は、初審命令理由第2の7の(1)のイの末尾の次に、次の段落を加えるほかは、当該主張と同一であるので、これを引用する。

初審命令は、X5及びX6らの街頭宣伝活動が違法な組合活動であるにもかかわらず、通常の正当な組合活動と同視しており、前提事実を誤っているものである。

- (2) しかしながら、この点についての当委員会の判断は、同(2)の判断と同一であるので、これを引用する。

8 団交について

- (1) 会社は次のとおり主張する。

会社側の交渉責任者であるY2部長は、一定の範囲の裁量を与えられて団交に出席しているものの、交渉事項の性質によってはその場で即答しなくても何ら不当ではなく、同部長か組合の要求を聞いて持ち帰り、社長に報告し組合に回答したことがあったとの一事をもって、誠実な団交に応じていないとすることにはならない。

- (2) しかしながら、この点についての当委員会の判断は、初審命令理由第2の8の(2)の一部を次のとおり改めるほかは、当該判断と同一であるので、これを引用する。

イ (2)のア中「前記第1. 3(3)及び(5)ないし(8)」を「前記第1. 3(3)及び(4)並びに(6)ないし(8)」に改める。

ロ (2)のア中「協力する組合員と話し合いが済んでいるのに、闘う組合とは交渉できないのは当然である」等と発言し」を「協力する組合（多数の組合）との話し合いの前に、たたかう組合（少数の組合）との交渉が出来ないのは当然である」等と回答し」に改める。

ハ (2)のイ中「前記第1. 3(4)、(12)及び11(6)を」を「前記第1. 3(5)、(9)、(12)、(13)及び11(6)」に改める。

ニ (2)のイ中「①平成2年3月」を「①平成2年4月」に改める。

9 組合旗の撤去について

- (1) この点についての会社の主張は、初審命令理由第2の9の(1)のイの末尾の次に、次の段落を加えるほかは、当該主張と同一であるので、これを引用する。

会社が組合旗を撤去したことについては、組合に会社施設の使用を認めないことが権利の濫用と言えるような特段の事情に当たるとは言えないのであるが、不当労働行為が成立する理由とはならない。

- (2) しかしながら、この点についての当委員会の判断は、同(2)の判断と同一であるので、これを引用する。

10 組合事務所の備品の撤去について

- (1) 会社は次のとおり主張する。

コピー機等は、組合自身で設置すべきものであり、会社は、別組合からのコピー機等の貸与の申し入れに対し、両組合に貸与する理由もない

ので組合に貸与していたコピー機等の返還を求めたのである。また、エアコンは、もともと仮眠室用のものであり、退勤後の管理及び節電のため電源を止めたのである。

- (2) しかしながら、この点についての当委員会の判断は、初審命令理由第2の10の(2)の判断と同一であるので、これを引用する。

11 豊和会加入について

- (1) この点についての会社の主張は、初審命令理由第2の11の(1)のイの末尾の次に、次の段落を加えるほかは、当該主張と同一であるので、これを引用する。

豊和会が会社の福利厚生施策の一翼を担っている事実はなく、現在の活動は慶弔金の支給のみ行っているにすぎない。また、香港旅行の件も会社が全従業員に対し旅行案内をして、会社主催で行ったものである。

- (2) たしかに、初審命令理由第1の9の(7)認定のとおり、香港旅行については、会社が主催したものであったことが認められる。しかしながら、豊和会の結成経過、活動及び会計状況をみると、同(2)ないし(8)認定のとおり、同会は、組合が自交総連に加盟し組合活動が活発化するなかで、これに反発を強めた会社の管理職が中心となって結成されたもので、その役員には会長としてY2部長のほか、総務課長が会計担当として就任している。また、同会の規約には、会社の方針に協力する従業員で構成し、会社の方針に批判的な立場をとる者の入会を排除するとともにとれる規定が置かれ、現実にも同会は会社の方針に批判的な立場をとる組合員の入会を拒否する態度に終始している。さらに同会の活動状況をみると、会社主催の旅行への補助、会社が経営する釣宿を使用しての歓迎会や別紙のと通りの慶弔金の支給等を行っている。加えて、同会の会計については、同会は諸行事に参加する会員への補助等を行っているが、結成からわずかの期間しか経過せず、しかも500円の会費を徴収しているだけの同会が、多額の補助や慶弔金の支給をなし得たのか疑問といわなければならない。この点について、Y2部長が当委員会に証人として出席したが、同部長は具体的な疎明をしておらず、このことからすると、会社において同会に対し相当の援助を行っていたものと推認される。

以上のことから、会社は、同会の結成や活動、さらには会計上も深く関与していたものと認められるから、同会は会社における福利厚生施策を補完ないしはその一翼を担っていたものとみるのが相当である。したがって、会社は、組合員が加入できない同会を利用して福利厚生活動において組合員を不利益に取り扱い、もって組合に対して支配介入したものとみるのが相当であり、これを不当労働行為であるとした初審命令は相当である。

12 本件一時金について

- (1) この点についての会社の主張は、初審命令理由第2の12の(1)のイの主張と同一であるので、これを引用する。

(2) しかしながら、この点についての当委員会の判断は、同(2)の一部を次のとおり改めるほかは、当該判断と同一であるので、これを引用する。

イ (2)中①の記述を「①組合員は全員減額されているのに対し、組合が本件一時金の受領額について組合員以外の者に調査し、それに応じた者の21名全員が前年の夏季一時金より増加した旨答えていること」に改める。

ロ (2)中「本件審問において」を「当委員会においても」に改める。

13 本件定期昇給について

(1) この点についての会社の主張は、初審命令理由第2の13の(1)のイの末尾の次に、次の段落を加えるほかは、当該主張と同一であるので、これを引用する。

なお、会社が考課査定の内容を明示しなかったからといって、会社による考課査定が否定される理由はない。

(2) しかしながら、この点についての当委員会の判断は、同(2)のイ中「本件審問」を「当委員会」に改めるほかは、同(2)の判断と同一であるので、これを引用する。

以上のとおりであるので、会社の本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成9年12月17日

中央労働委員会

会長 山口 俊夫 ⑨

「別紙 略」